

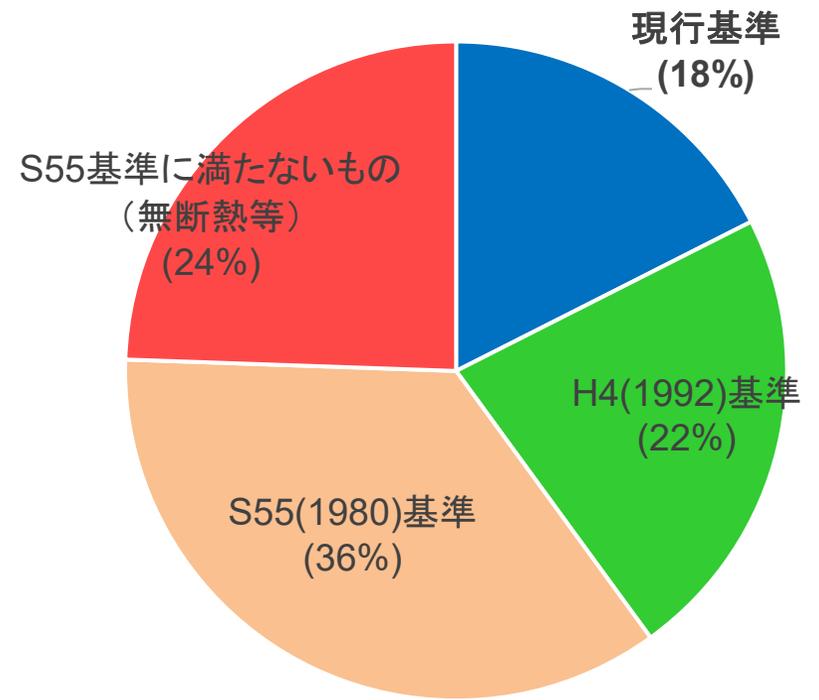
# (3)住宅ストックの質(バリアフリー化と省エネルギー化)

- 高齢者が居住する住宅において一定のバリアフリー化(住生活基本計画(令和3年)で定めた、2箇所以上の手すり設置、又は屋内の段差解消がなされた住宅の割合は令和5年で45%。
- 断熱性能を満たす住宅(H11年基準)はストック全体の約18%(令和4年推計)。

【居住世帯のある住宅ストック約2,250万戸のバリアフリー化の状況】

		総数	持ち家 (総数)	借家 (総数)	高齢居住 (65歳以上)	
住戸内 (専用部分)	A. 手すり(2ヶ所以上)	26.4% 【24.8%】	36.3% 【34.2%】	12.2% 【10.8%】	37.0% 【34.8%】	
	B. 段差のない屋内	22.3% 【20.9%】	27.8% 【26.2%】	15.4% 【13.9%】	23.8% 【21.5%】	
	C. 廊下幅が車椅子通行可	16.8% 【15.5%】	21.8% 【20.1%】	10.1% 【9.0%】	21.9% 【20.0%】	
	ABCいずれかに対応	39.7% 【37.3%】	51.3% 【48.5%】	24.3% 【21.5%】	48.7% 【45.8%】	
	A又はBに対応 (一定のバリアフリー化)	37.0% 【34.6%】	48.4% 【45.5%】	21.7% 【19.2%】	45.4% 【42.4%】	
	ABC全て対応 (高度なバリアフリー化)	9.3% 【6.5%】	12.5% 【8.5%】	4.9% 【3.6%】	12.6% 【8.8%】	
共用部分	D. 道路から玄関 まで車椅子 通行可	全体	13.4% 【12.0%】	16.0% 【14.3%】	10.5% 【9.3%】	16.4% 【14.6%】
		共同住宅	19.6% 【17.2%】	46.5% 【41.3%】	11.3% 【10.0%】	29.5% 【26.2%】

【住宅ストック約5,400万戸の断熱性能】



※1: 省エネ法に基づき平成4年に定められた基準  
 ※2: 省エネ法に基づき昭和55年に定められた基準

注)【 】の値は平成30年値。「高度なバリアフリー化」は、「廊下幅」データが実態と乖離があることを勘案した補正値を用いて推計。「高齢居住」欄は、65歳以上の者が居住する住宅における比率。  
 出典: 総務省「令和5年住宅・土地統計調査」(一部特別集計)

出典: 国土交通省調査によるストックの性能別分布を基に、平成30年住宅土地統計調査による改修件数及び事業者アンケート等による新築住宅の省エネ基準適合率を反映して推計。(令和4年)

※ここで、現行基準は、建築物省エネ法のH28省エネ基準(エネルギー消費性能基準)の断熱基準をさす(省エネ法のH11省エネ基準及びH25省エネ基準(建築主等の判断基準)の断熱基準と同等の断熱性能)